

○富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年2月25日

議会規則第1号

改正 令和3年3月23日議会規則第1号 令和7年3月12日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年富士市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、別に定める日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付額を決定し、政務活動費交付決定通知書（第2号様式）により、議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(変更の交付の申請)

第4条 交付の決定を受けた事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、速やかに、政務活動費変更交付申請書（第3号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(変更の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付額を決定し、政務活動費変更交付決定通知書（第4号様式）により、議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(交付の請求)

第5条の2 交付の決定を受けた会派の代表者は、別に定める日までに当該年度に属する月分の政務活動費に係る請求を政務活動費交付請求書（第5号様式）により、議長を経由して市長に提出するものとする。

追加〔令和3年議会規則1号〕

一部改正〔令和7年議会規則1号〕

(会計帳簿の整理保管)

第6条 経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収入及び支出の報告書)

第7条 条例第8条第1項の収入及び支出の報告書の様式は、政務活動費収支報告書(第6号様式)とする。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(報告書の写しの送付)

第8条 議長は、前条に規定する報告書の写しを、遅滞なく、市長に送付しなければならない。

一部改正〔令和3年議会規則1号〕

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日議会規則第1号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付する政務活動費については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月12日議会規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則)

第1号様式（第2条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 富 士 市 長

会 派 名

代表者氏名

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円
会 派 所 属 議 員 数	人 (年 月 日現在)
会 派 結 成 日	年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名	

第2号様式(第3条関係)

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

会 派 名

代表者氏名 様

富 士 市 長

年 月 日付けで申請のあった政務活動費について、次のとおり交付することに決定したので、富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
会派所属議員数	人 (年 月 日現在)

(富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則)

第3号様式(第4条関係)

政 務 活 動 費 変 更 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 富 士 市 長

会 派 名

代表者氏名

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

変更交付申請額	円
会派所属議員数	人 (年 月 日現在)
変 更 理 由	

(富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則)

第4号様式(第5条関係)

政 務 活 動 費 変 更 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

様

富 士 市 長

年 月 日付けで変更交付申請のあった政務活動費について、次のとおり変更交付することに決定したので、富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

変更交付決定額	円
会派所属議員数	人 (年 月 日現在)

(富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則)

第5号様式（第5条の2関係）

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

(宛先) 富 士 市 長

会 派 名

代表者氏名

印

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の2の規定により、次のとおり 年 月分から 年 月分までの政務活動費を請求します。

請 求 額	円
内 訳	円 × 人 × 月分

振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)

(富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則)

第6号様式(第7条関係)

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

年 月 日

(宛先) 富 士 市 議 会 議 長

会 派 名

代表者氏名

富士市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、 年度
(年 月分から 年 月分まで) 政務活動費の収支について、
以下のとおり報告します。

1 収入

(単位 : 円)

科 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費 交 付 金		
預 金 利 子		
合 計		

2 支出

(単位 : 円)

科 目	金 額	備 考
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
会 議 費		
研 修 費		
事 務 費		
調 査 旅 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残額

円